

地方税法の一部改正

住民税はこのようになります

各種所得控除額の引上げにより、夫婦と子ども二人の給与所得者の場合、課税最低限が次のようになりました。

昭和四十九年度・百二十一万八千円
昭和五十年度・百二十二万六千円
具体的には次のような改正が行なわれました。

① 各所得控除

	49年度	50年度
基礎控除	18万円	19万円
配偶者控除	18万円	19万円
扶養者控除	1人14万円 16万円 19万円	1人17万円 19万円
老人・扶養控除	1人16万円	1人19万円
障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除	13万円	16万円
特別障害者控除	16万円	19万円

象となる配偶者、親族等の所得要件のうち、給与所得等の限度額が次のように引き上げられました。

② 全部が給与所得等の場合

二十万円(改正前十五万円)以下。

▼給与所得等以外の所得を有する場合: 次の算式で求めた金額が十万円以下。

(口)全部が給与所得等以外の所得の場合の限度額(十万円以下)

(ハ)給与所得が二十万円以下となるのは、昭和四十九年分で給与の収入額が六十三万七千五百円以下の場合は。

夫と死別したち再婚している人でも、その所得金額が一定金額以下であれば(老年者を除く)、寡婦控除の適用がありますが、この所得要件が三百万円以下

のとき大幅に改正されました。

配偶者控除、扶養控除の適用対象のとりより大変に改正されました。

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→35,000円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→35,000円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

49年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定前(49年度)

48年中の生命保険料の支払額が

15,000円まで→全部控除

15,001円→支払額× $\frac{1}{2}$ +7,500円控除

40,000円→支払額× $\frac{1}{2}$ +17,500円控除

40,001円以上→27,500円控除

改定後(50年度)

</div

教育のページ

子どもにはそれぞれ個性があり、無限の可能性をひめています。それを発見し、伸ばしていく機会をつくるのが教育の大切な仕事です。人間の成長には、それ故の段階があつて、指導の時期を失うと成長が期待できにくい場合があります。就学前保育の必要性が強調されるのも、そうした理由があるからです。

本年度から、この「教育のページ」編集委員に保育所も参加して、充実した幼稚教育の確立に努力したいと思います。今日は幼稚園・保育所のおかあさんに参加していただき、幼児教育についてのご意見をお聞きました。



梶原嘉代子さん 鎌倉美智子さん 田中 典子さん 辻 茂子さん 横口美智恵さん 藤田佐紀子さん 宮村 和子さん 松井 泰子さん 平山 幹夫さん 古敷 勝さん
(打出保育所) (精道保育所) (岩園幼稚園) (宮川幼稚園) (精道幼稚園) (大東保育所) (小桜幼稚園) (精道保育所長) (市福祉事務所主幹) (司会・市教委指導室主幹)

集団生活の中で学ぶ

司会 きょうは幼稚教育を進めるという立場から、保育所と幼稚園からお話をうながしますが、直接、保育所や幼稚園に子どもを預けておられる親として、お母さんがたにご出席いただいたわけですが、直接、保育所や幼稚園に子どもを預けておられる親として、お母さんはたの気持ち、考え方、あるいは要望といったものをお聞かせ願えればと思っています。

では、さっそく本論にはいりたいと思いますが、保育所・幼稚園の集団生活を経験したことによって、それまで

思いいますが、保育所・幼稚園の集団生活と比べ、子どもの状態に変わったところがありますよ。

Dさん お友だちとの遊びがじょうずになったことと、以前よりも自然に対しても、積極的に興味を示すようになつたといふことです。

Eさん 私ところは上の子と六ヶ月離れていて、上の子の場合は過保護的に

育ちましたが、下の子の場合は子ども同志で楽しく遊びますし、その中で規則を学び、自分の責任もある程度知っているのではないかと思います。自然

に對しても、下の子は毛虫でも草々と

先生とお話がしたい

頼いは幼児教育の充実

幼稚園 おあかさん座談会

施設の拡充が必要

規格品にならぬよう

先生とお話がしたい

頼いは幼児教育の充実

施設の拡充が必要

規格品にならぬよう